

省エネ改修工事をした住宅に対する 固定資産税の減額制度が創設されました

平成20年度の税制改正において、地球温暖化防止に向けた家庭部門の二酸化炭素の排出量の削減を図るため、住宅の省エネ化を進めることとし、省エネ改修工事が行われた住宅に対する固定資産税の減額制度を創設しました。

対象住宅
平成20年1月1日に存在している住宅

ただし、賃貸住宅、新築住宅に対する固定資産税の軽減措置等を受けている住宅、耐震改修による税の軽減を受けている住宅、既にこの制度の適用を受けている住宅は除かれます。

対象工事
平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、エネルギーの使用の合理化に関する法律の基準に適合する工事で、自己負担が30万円以上のもの

減額措置
翌年度の税額を1/3減額（ただし、120㎡までを限度）

利用を希望される方は、財務課課税第二係までお問い合わせください。

「戦没者追悼並びに平和祈念式」へご参列ください

祖国の繁栄と同胞の安泰を念じつつ散華された八雲町出身戦没者を追悼し、あわせて平和を祈念する式典を開催しますので、多くの町民の参加をお願いします。

当日は、八雲中学校生徒のブラスバンドによる「献奏」、落部中学校生徒による「平和の誓い」、野田生中学校生徒による「平和の鐘」など中学生も参加します。

主催 八雲町
日時 8月15日(金)
午前11時10分
会場 平和祈念之碑前(さらんべ公園内)
雨天の場合は、シルバープラザに変更します。

NHKからのお知らせ

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が、平成20年10月1日から拡大します。免除を受ける場合は、申請手続きが必要です。

すでに免除を受けている方で、引き続き同額の免除を受ける方は、今回の手続きは必要ありません。

《全額免除》
次のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳

《半額免除》
世帯主が次のいずれかの手帳をお持ちの場合
身体障害者手帳
(視覚障害または聴覚障害)
身体障害者手帳(1級・2級)
療育手帳(A判定)
精神障害者保健福祉手帳(1級)

申請受付
8月1日(金)から事前受付をします。(実際に受信料が免除されるのは、平成20年10月からです)

持参するもの
印鑑 所持されている手帳
申請場所
シルバープラザ保健福祉課、住

民生生活課(窓口5番)、総合支所 住民サービス課、落部支所 問い合わせ先

シルバープラザ保健福祉課 福祉係 (☎0137 64 2111) または総合支所住民サービス課 (☎0139 8 23111)

NHK視聴者コールセンター (☎0570 077 077)

受付時間 午前9時から午後10時(土・日・祝日は午後8時まで)

免除事由に該当しなくなったときは、すみやかにNHKへご連絡ください。

「児童扶養手当現況届」の提出について
提出期限は8月30日まで
児童扶養手当を受給している方は、8月30日までに「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

受給している方には、8月上旬に書類を送付しますので、必要書類をそろえて期日までに必ず、提出してください。

詳しくは、住民生活課児童係(窓口5番)・総合支所住民サービス課・落部支所までお問い合わせください。

シルバープラザからのお知らせ 温泉の男女両浴室が 利用できます!

高齢者の方等に親しまれている温泉浴室については、温泉湯量確保が困難となっていたため、昨年1月から隔日の男女交互利用となっていました。一定の湯量が確保できるようになりましたので、8月1日からこれまでのように、男女両浴室がご利用いただけます。

温泉の利用には、入浴券が必要となります。

(対象者: 65歳以上の方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)

トレーニング室の運動器具をリニューアルしました!
健康増進を目的に、多くの町民の皆様にご利用いただいているトレーニング室ですが、開設以来10年ぶりに運動器具をリニューアルしました。

若い方から高齢者の方まで、幅広く利用することのできる最新器具です。

日頃の運動不足解消や健康の維持増進に、ぜひ、ご利用ください。(利用時間: 午前9時~午後9時まで)

問い合わせ先
シルバープラザ(保健福祉課 福祉係) ☎64 2111

町道民税の第2期分と国民健康保険税の第3期分の納期限は、9月1日です。